

令和7年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー

資 料

令和7年度「埼玉県LPガス保安推進セミナー」開催について

弊会では、LPガス事故防止及び取引の適正化の推進のため、化学保安課様のご指導を賜り保安推進セミナーを開催しております。

本年度は協会ホームページ上での開催(資料掲載)とさせていただきます。

一般社団法人 埼玉県LPガス協会

令和 7 年度

埼玉県 L P ガス保安推進セミナー

目 次

1. 埼玉県内の L P ガスの事故事例と事故防止の取組 資料 1

埼玉県危機管理防災部化学保安課

2. L P ガス安心サポート推進運動及び料金の透明化等について

資料 2

一般社団法人埼玉県 L P ガス協会 法規技術委員会

3. 参考資料

- ① 令和 6 年度「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」
- ② 令和 7 年度 自主保安活動チェックシート集計結果
- ③ 「L P ガス関係 被災状況報告」

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

- 1. **震度 5 強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ず報告**
- 2. 上記以外の自然災害により、L P ガスに関わる被害が判明した場合に報告
(地震、水害、台風、噴火等)

令和8年3月作成

令和7年度 埼玉県LPガス協会 保安推進セミナー

埼玉県内のLPガスの事故事例と 事故防止の取組

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課

説明内容

1. LPガスの事故事例

- 県内の事故事例
- 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

2. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針

- 国の液化石油ガス高度化計画2030の概要
- 県の方針の概要

3. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

4. 県からのお知らせ

- 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用
- LPガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言について
- バルク貯槽の20年目検査の実施について

1. LPガスの事故事例

- 県内の事故事例
- 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

県内の事故発生状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7*
事故件数	21	13	17	11	11	13	23
負傷者数	2	2	1	0	0	2	1

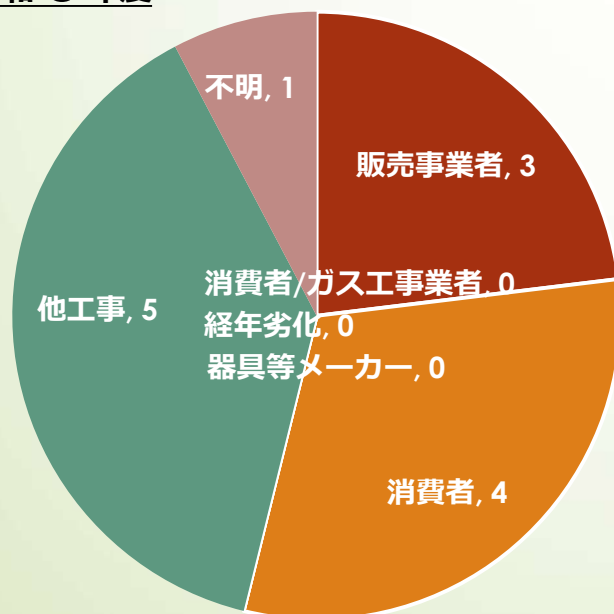
(備考)県内での死亡事故は、平成19年度以降発生していない。

* 令和8年3月18日現在

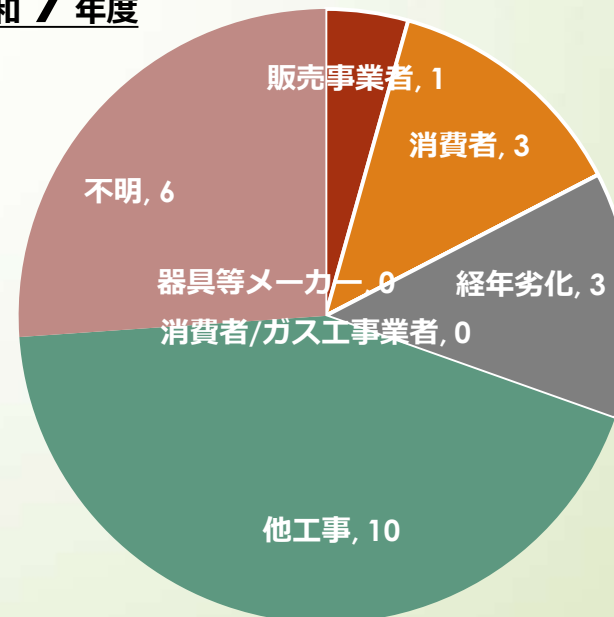
原因者の内訳

- 令和5年度は、**他工事業者、販売事業者及び消費者による事故が多発。**
- 令和6年度は、**他工事業者、経年劣化及び消費者による事故が多発。**

令和6年度



令和7年度



県内事故事例①

【事故概要】

発生場所：飲食店

発生時期：令和6年10月

事故種別：漏えい火災

原因者：液化石油ガス販売事業者（保安業務委託先）

【事故原因】

- 保安業務委託先作業員が、定期供給設備点検・定期消費設備調査時に業務用めんゆで器の口ビネから微小漏えいを確認
- 措置後に燃焼点検として**消費者に着火ライターでの点火を依頼**したところ、**メンバーに直接点火**させたこと及び処置後に適切な**パージを行わなかった**ことが原因となり、異常燃焼して**消費者及び作業員の2名が火傷**を負った。
※消費者は右目を負傷し、救急車で搬送された。

【事故防止の取組】

- **業務用着火棒を使用**する。
- パイロットバーナーに点火させることとし、**メンバーに直接点火させない**。
- 燃焼器の措置後は異常燃焼することを想定し、最大限の安全措置を取って点火する。

県内事故事例②

【事故概要】

発生場所：飲食店

発生時期：令和6年12月

事故種別：漏えい爆発・火災

原因者：販売事業者

【事故原因】

- 飲食店カウンター内の隠ぺい部に、**販売事業者が把握していなかった未使用の白ガス管**があり、埋設部からの立ち上がり部分が**腐食劣化しガスが漏えい**。炊飯器を着火元として爆発・火災したものの。
- 液化石油ガス**設備台帳の配置図にも記載が無かった**。

【事故防止の取組】

- 設備台帳の工事記録に未記載がないか定期消費設備調査時に確認する。
- 埋設以外の白ガス管についてもできるだけ速やかにPE管等に交換する。



事故写真：転載禁止

県内事故事例③

【事故概要】

発生場所：消費者住宅
事故種別：漏えい

発生時期：令和7年5月(1件)、8月(1件)、9月(2件)
原因者：他工事業者

【事故原因】

解体業者が空き家の解体作業中に、LPガスの埋設配管を**損傷**し、ガスが漏えいしたものの。

【事故防止の取組】

- 配管の**埋設箇所の表示**を行う。
- 埋設配管に関する**消費者への周知**を徹底する。

【周知内容】

- ① 埋設配管があるので無闇に工事・掘削をするのは危険であること
 - ② 敷地内を工事をしようとする際には必要に応じて販売事業者にご相談すること
- **他工事業者による埋設配管事故防止**も併せて啓発する。

LPガス事故を防ぐために大切なお願い

いつもLPガスをご利用いただきありがとうございます。最近、水道工事などで掘削を行う際、中に埋設されたガス管を損傷する事故が多く発生しています。

お客様の敷地内にもガス管が埋設されており、掘削工事などを行われる際は、事前にLPガス販売会社(店)へお知らせください。ご協力をお願いいたします。

LPガス販売会社(店)連絡先

LPガス協会

このパンフレットはLPガス安全委員会の支援により作成しました。
一般社団法人 埼玉県LPガス協会

出典：埼玉県LPガス協会作成「埋設配管事故防止チラシ」

県内事故事例④

【事故概要】

発生場所：消費者住宅
事故種別：漏えい火災

発生時期：令和8年3月
原因者：消費者

【事故原因】

- 消費者がファンヒーターを使用するためビルトインコンロ下部で配管用フレキ管の分岐工事を行い、チーズ接手にホースエンドを接続してファンヒーターと接続した。
- 消費者は液化石油ガス設備士免状を所持しており、自宅だったため**気密試験、漏洩試験は行わず点火試験を行った。**
- その後、ファンヒーターを使用し、ビルトインコンロで調理中にファンヒーター周辺で躓き、ファンヒーターを蹴って倒した際に腰くらいの高さまで炎が燃え上がり火災が発生した。
- **消費者がガス工事を行った箇所からガス漏えいし、引火したと推測される。**
- **ファンヒーター用の末端ガス栓の未設置並びに誤接続**（迅速接手の接続口とすべきところがホースエンドになっていた）

【事故防止の取組】

- 消費者に燃焼器と接続には末端ガス栓が必要なこと、燃焼器に応じた末端ガス栓との接続方法について周知するとともにガス工事を行った際には漏洩試験、気密試験が必要であることを説明
- 施工する際には販売店に連絡するように周知

県内事故事例⑤

【事故概要】

発生場所：消費者住宅
事故種別：漏えい

発生時期：令和8年3月
原因者：消費者（販売事業者）

【事故原因】

- 消費者から「ガスが使えず、屋外にてガスの臭いもする。」との連絡があり出動。
- 現地確認したところ、自記圧力計・ガス検知器・漏洩検知液により漏洩の有無を確認したところ、**調整器の分岐ヘッダーと高圧ホースのつなぎ目のうち一か所から微小な漏洩**を確認。当該箇所を調査したところ、**高圧ホースの接続部分が緩んでいた**ことが判明。
- 原因としては、以下の可能性が3つある。
 - ①高圧ホース交換実施の際に接続の締め込みが甘かった
 - ②容器交換時に高圧ホース接続部に何らかの強い負荷がかかり緩んでしまった
 - ③その両方が重なった

【事故防止の取組】

- 容器交換時における漏洩検知液による点検を容器との接続部だけではなく、調整器や分岐ヘッダーと高圧ホースの接続部も実施
- 漏洩などの異常が確認できなかったとしても、各部の緩みや臭気などを油断なく確認

充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

【事故概要】

発生日時：令和4年9月28日 午前5時40分頃
発生場所：伊勢湾岸自動車道 豊田ジャンクション付近
事故種別：漏えい火災
原因者：高圧ガス運搬事業者
死傷者：1名死亡、2名が軽い火傷

【事故状況】

- 液化石油ガスの充てん容器等115本※を運搬中の大型トラックが荷崩れを起こし、容器が道路上に散乱したことにより、漏えい火災が発生したものの。

※内訳 充てん容器 55本（50kg）
真空引きした空容器 60本（10～50kg）

- 事故当時、ジャンクション付近は渋滞しており、当該車両の運転手は渋滞に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけた。



高圧ガス保安協会事故概要報告書から引用

【備考】

掲載内容は、令和4年11月28日時点での、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。

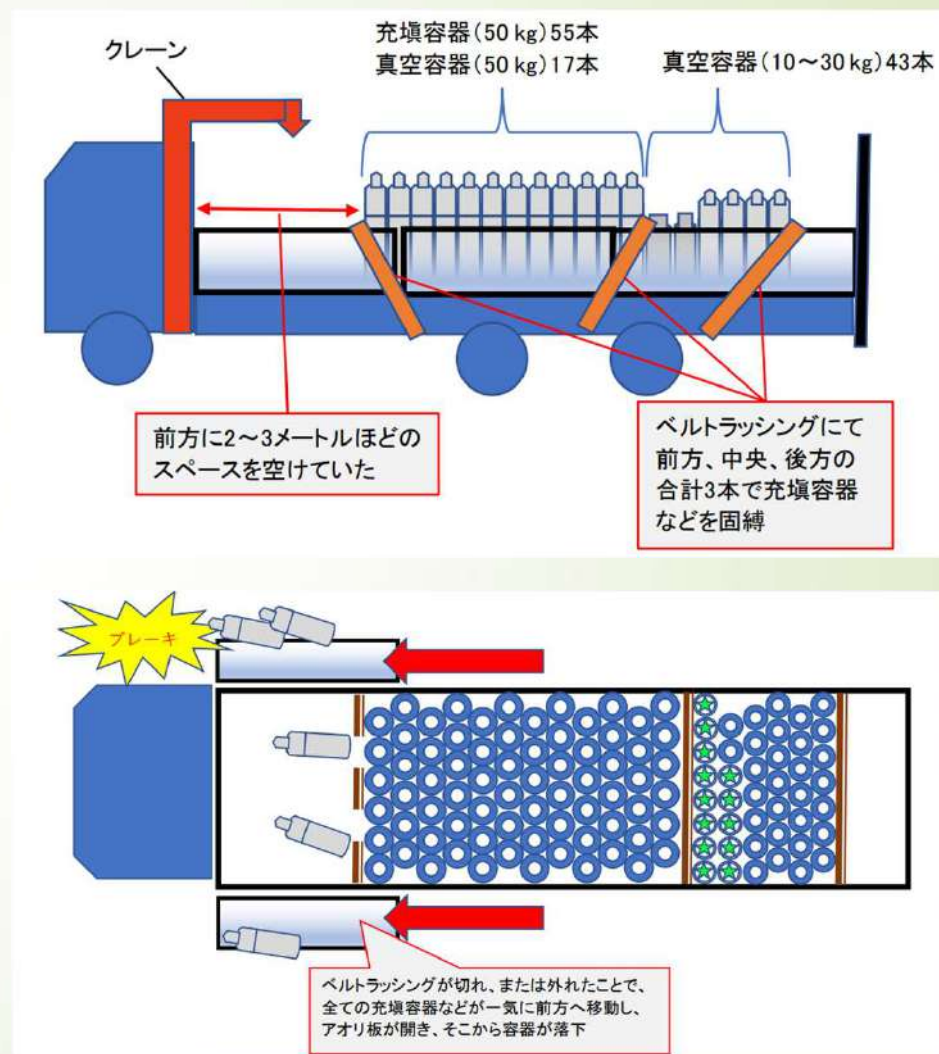
充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

【事故の状況・原因】

- 荷降ろしの際に荷台上の歩行距離を短縮するため、事故当時**容器を荷台の中央付近に積載**しており、運転席後部に空間があった。
- 3本のベルトラッシングで固定していた
- **急ブレーキ**により、積み荷の容器に進行方向の慣性力が働き、前方のベルトラッシングに負荷が集中した。
- **ベルトラッシングが切れ**、全ての充填容器などが一気に前方へ移動したことで**負荷によりあおり板が開いた**。
- 充填容器などが路上に落下し、**爆発・炎上**した。
- 緩やかな下り坂だったため、前方の車両も被害を受けた。

➤ **死傷者3名を出す大きな事故となった**

事故時の積載状況



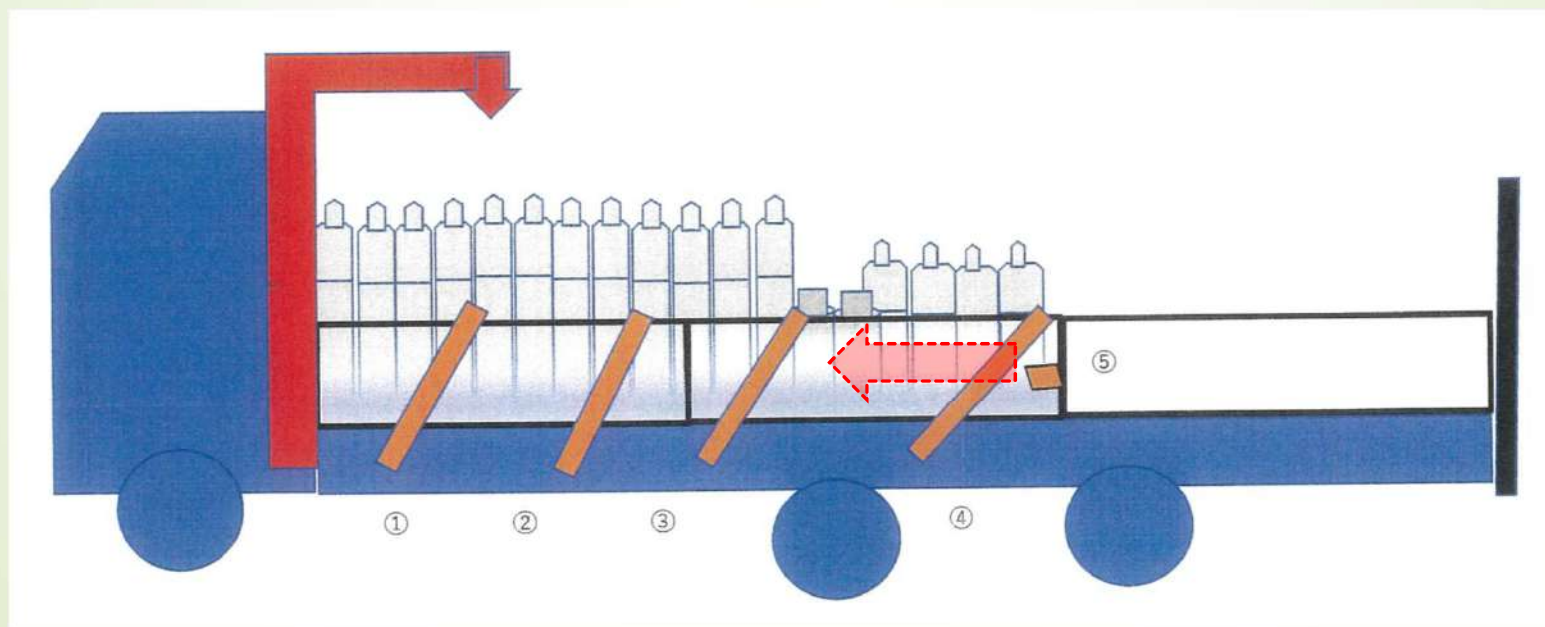
高圧ガス保安協会事故概要報告書から引用

充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

【事故防止の取組】

- 可能な限り、充てん容器等は**運転席後部に隙間なく積載**し、運転席後部に押しつける形で**十分に緊縛**する。
- やむを得ず、充てん容器等を運搬車両の中央付近に積載する場合は、**緊縛ロープ等をブレーキ時の付加にも十分に耐えられる強度及び本数とし、十分に緊縛**する。
- **急ブレーキの必要な状況を回避**するため、通常の運転以上に安全な運転を実施する。

基本となる積載方法



(関係会社より資料提供：転載禁止)

液化石油ガス保安規則関係例示基準*の順守及び保安教育の実施が重要

* 55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

2. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等 保安対策・取引適正化方針

方針の策定について (令和3年度策定)

- 一般消費者等がより安全にかつ安心して液化石油ガスを使用できるよう、販売事業者や保安機関が行う保安対策及び液化石油ガスの取引の適正化について、取り組むべき方針をまとめました。
- 自身の保安対策を進めるとともに、消費者の保安意識の向上を図り、事故防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【策定の経緯】

令和3年4月1日 経済産業省が「**液化石油ガス高度化計画2030**」を策定
(これまで毎年度策定してきた「保安対策指針」に代わるもの)
現在、「液化石油ガス高度化計画2030」の中間見直し中

令和3年6月9日 県が「**埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針**」
を策定 (これまで毎年度策定してきた「保安対策重点方針」に代わるもの)

【目標年度 (対象期間)】

(国) 高度化計画 **2030年度**

5年目に中間評価を行い、状況に応じて計画の見直し修正

(県) 保安対策・取引適正化方針 **2021~2025年度**

国の液化石油ガス高度化計画2030の概要

【指標】 2030年時点で、年間死亡事故ゼロ、人身事故25件未満を達成

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

基本的方向

- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

県の方針の概要（1）

法令上の義務はないものの、一般消費者等がより安全にかつ安心してLPガスを使用するために重要な対策も含まれています。

1 一般消費者等に起因する事故の防止対策

（1）一酸化炭素（CO）中毒事故の防止対策を推進する。

ア 管理者に対する安全意識向上のための周知・啓発

イ **業務用換気警報器・CO警報器の設置促進**

ウ 安全型機器及び設備の普及

（2）ガスの漏えいによる爆発または火災事故を防止する。

ア 安全な消費機器等の普及促進

イ 周知等による保安意識の向上

ウ 誤開放防止対策の推進

エ **ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等**

オ 消費設備調査の高度化

カ リコール対象製品等への対応

2 販売事業者等に起因する事故の防止対策

（1）設備対策

ア 供給管・配管の事故防止対策

イ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理

ウ 軒先容器の適切な管理

（2）その他事故防止対策

ア **他工事業者による事故防止対策**

イ 質量販売に係る事故防止対策

ウ バルク貯槽等の告示検査対応

県の方針の概要（2）

3 自然災害時の保安対策

（1）災害に備えた体制構築

（2）迅速な情報把握（配送事業者や保安機関等での消費者保安情報の二元管理の検討）

（3）容器の転倒・流出防止対策

ア 新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置

イ 鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置

ウ 鎖又はベルト等の二重掛けの推進 エ ベルト等の緩み防止の徹底

オ 容器プロテクター掛けの徹底

（4）一般消費者等への災害発生時の対応の周知

ア 自分の身を守り、安全を確保する。

イ 器具栓・元栓を閉止し、その他の火気を始末する。

ウ メーターガス栓及び容器バルブを閉止する。

4 保安基盤の整備

（1）保安管理体制

ア 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価

イ 保安業務の確実な実施 ウ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施

（2）スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化

5 料金透明化の取組の推進

（1）標準的な料金メニューの公表

（2）法第14条の規定に基づく書面の交付

（3）請求時における料金算定根拠の明示

（4）料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

3. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

液石法施行規則及び例示基準の改正内容

洪水等浸水のおそれのある地域において、
充てん容器等の流出防止措置を講ずることが義務付けられました。

対象 **洪水浸水想定区域**（想定最大規模）等において、
1 m以上の浸水が想定されている地域

講ずるべき措置の内容（次のいずれか）

（1）軒先設置の場合

ア 充てん量20kgを超える容器について

ベルト又は鉄鎖の二重掛け※

- ※ 1本目を容器の容器底部から3/4程度の位置に、
2本目を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれ
ゆるみなく取り付け固定。

イ 充てん量20kg以下の容器について

容器の**プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を
通して取り付け**、ゆるみなく容器を固定

（2）容器収納庫での保管

施行日 令和3年12月1日

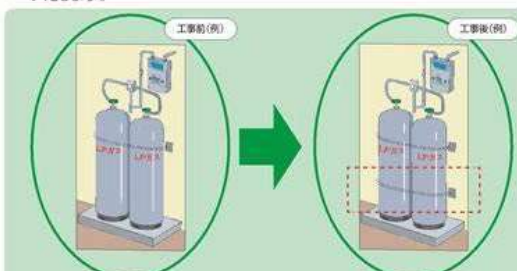
施行日以降に**新設**の設備：**猶予期間なし**

施行日時点で**既設**の設備：猶予期間 **令和6年6月1日まで**

お客様へのお知らせ

液化石油ガス法が変わりました。
お客様宅に設置してあるLPガス容器への流出対策が必要に!!

- 近年、大雨による河川の氾濫等により水害などが全国的に多発しております。このような状況を受けて、水害などからLPガス容器の流出を防ぐ対策を取ることが義務付けられました。具体的には、設置されている容器にベルト・鎖等をお客様の建物の外壁にフック等を追加で取り付け、2重掛けする措置が必要となります。
- お客様の安全・安心のためとなりますので、何卒ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



○本作業にかかる現場でのお客様への費用はございませんので、費用請求するような不審者にはご注意ください。

連絡先

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

一般社団法人 全国LPガス協会

未対応の場合は速やかに流出防止措置を講じてください。

浸水想定区域の確認方法

①洪水ハザードマップ（WEB、紙面）

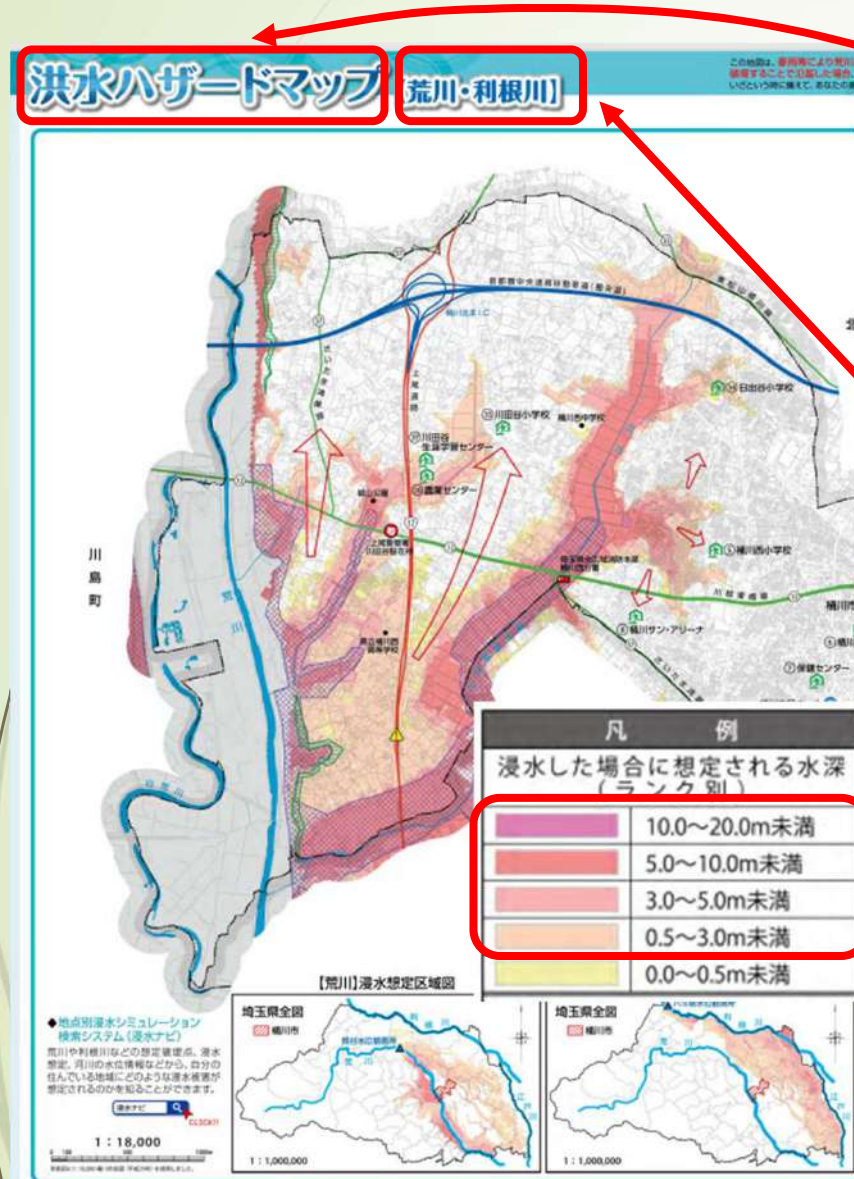
- 各市町村が、国土交通省、埼玉県及び各市町村の設定した浸水想定区域を地図に重ね合わせたもの。
- 各市町村のWEBサイトで閲覧可能なほか、紙面を配布している場合もあり。
- 一つの市町村で、「利根川」と「荒川」など河川ごとに複数の洪水ハザードマップを作成している場合もあるので、確認漏れのないよう注意。

②重ねるハザードマップ（WEB）

- 国土地理院が作成したWEBサイトで、各市町村により作成された洪水ハザードマップをWEB上で重ねて表示可能。
- 全ての河川の浸水想定区域が重ねられるので、河川ごとに複数の洪水ハザードマップが作成されている市町村でも、一度で確認可能。
- 住所入力による地点検索が可能。

洪水ハザードマップの見かた

【例】 桶川市の洪水ハザードマップ (抜粋) ※



① ハザードマップの種類を確認

流出防止措置の確認で使用するものは、**洪水ハザードマップ**です。
ハザードマップの種類を間違えないよう注意してください。

(このほかに、市町村によって内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなど複数種類がある。)

② 対象の河川を確認

河川ごとに**洪水ハザードマップ**が複数作成されている場合は、**全てのマップ**を確認する。
なお、浸水想定区域が指定されていない市町村は措置の対象外です。

③ 浸水想定区域の水深を確認

1 m以上の浸水が想定されている地域が対象。
ただし、水深 1 mでの区切りがない場合、当該水深を含む「**0.5~3.0m未満**」の区域も措置の**対象**となる。

※説明用にハザードマップを抜粋し、凡例の位置を変更しています。

重ねるハザードマップの使い方（1）

「重ねるハザードマップ」は、関係各機関が作成した防災情報を、国土地理院がまとめて閲覧できるようにしたWEBサイトです。

URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

検索

ハザードマップポータルサイト

ハザードマップポータルサイト
~身のまわりの災害リスクを調べる~

使い方 利用規約 よくある質問 関連情報

重ねるハザードマップ

~災害リスク情報などを地図に重ねて表示~

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

地図を見る

場所を入力

例：茨城県つくば市北郷1/国土地理院

表示する情報を選ぶ

- 洪水(想定最大規模)
- 土砂災害
- 高潮(想定最大規模)
- 津波(想定最大規模)
- 道路防災情報
- 地形分類

過去の代表的な災害事例をみる

わがまちハザードマップ

~地域のハザードマップを入手する~

各市町村が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

地図で選ぶ

まちを選ぶ

都道府県 市区町村

〇〇市洪水ハザードマップ「〇〇版」

「洪水(想定最大規模)」を選択

【注意点】

- メッシュの大きさや描画方法、凡例、掲載時期等の違いから関係各機関が公表している図面と同一の表示となるとは限りません。
- 浸水想定区域の境界など判断に迷う場合は、市町村作成の洪水ハザードマップも併せてご確認ください。

重ねるハザードマップの使い方 (2)

【表示例】 志木市中宗岡 1丁目 1-1 (志木市役所) で検索



検索地点

- ① **住所を入力**
確認したい地点の住所を入力する。
- ② **検索結果の住所をクリック**
- ③ **表示する災害種別を確認**
「洪水(想定最大規模)」が選択されていることを確認する。
- ④ **浸水想定区域の水深を確認**
洪水浸水想定区域 (想定最大規模) の「解説凡例」ボタンを押すと、水深区分の凡例が表示されます。

1m以上の浸水が想定されている地域が対象※

※ 水深 1 m での区切りがない場合、当該水深を含む「0.5~3.0m未満」の区域も措置の対象となる。

4. 県からのお知らせ

- 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用推進について
- LPガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言について
- バルク貯槽の20年目検査の実施について

埼玉県証紙廃止について

(令和8年3月時点)

令和5年度に埼玉県証紙が廃止されました。

【証紙廃止に向けたスケジュール】

証紙の販売 令和 **5** 年 **12** 月末日で終了

証紙の使用期限 令和 **6** 年 **3** 月末日で終了

未使用証紙の還付 令和 **10** 年 **12** 月末日まで

【証紙廃止後の申請方法】

電子申請**できる**場合 ⇒ **電子申請**
+ クレジットカード*1、コード*2又はペイジーでの支払い

電子申請**できない**場合 ⇒ **窓口申請** + クレジットカード等での支払い

【電子申請・届出サービスの利用推奨について】

- 電子申請・届出サービスは、**申請時に来庁や郵送が不要**です。
- **高圧ガス保安法、液化石油ガス法関係のすべての手続きが電子申請可能**です。

* 1 Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Clubが利用可能

* 2 PayPay、au PAY、d払いが利用可能

電子申請・届出サービスの利用方法（1）

事前準備 申請・届出のPDFファイルを準備

電子申請・届出サービスでは、申請（届出）書をPDFファイルでアップロードするので予め御準備ください。

手順① 電子申請・届出サービスにアクセス

「液化石油ガス法関係様式一覧」*ページで、対象の手続き欄の「電子申請」をクリック。

表示例
(HP抜粋)

液化石油ガス販売事業					
番号	様式名	様式番号 (液石法規則)	様式番号 (手続の手引)	ダウンロード	電子申請 入口※
1	液化石油ガス販売事業登録申請書	様式第1	様式1.1	PDF  WORD (ワード) 	[電子申請]
2	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書	様式第2	様式2.1	PDF  WORD (ワード) 	[交付:電子 申請] [閲覧:電子 申請]
3	登録行政庁変更届書	様式第3	様式17.1	PDF  WORD (ワード) 	[電子申請]
4	液化石油ガス販売所等変更届書	様式第5	様式3.1	PDF  WORD (ワード) 	[電子申請]

対象の手続きを
クリック

* 「液化石油ガス法関係様式一覧」ページの検索キーワード: 「埼玉県 液化石油ガス 様式」
なお、「埼玉県電子申請・届出サービス」のページから、手続き名で検索することもできます。

電子申請・届出サービスの利用方法（2）

手順② 利用者ID※の有無を選択

利用者IDがなくても手続き可能です。

利用者IDがない場合

利用者IDがある場合

※ 利用者IDとは

登録した情報は、各手続きにおいて利用できるように、毎回の手続き時の入力を省略できます。繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

手続き申込

利用者ログイン	
手続き名	液化石油ガス販売所等変更届
受付時期	2022年3月31日10時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

利用者登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続きの担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、または各手続きの担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン >

電子申請・届出サービスの利用方法（3）

手順③ 手続き名と概要の確認

申請又は届出しようとする手続き名に間違いがないか確認。

手続き申込

手続き説明

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	液化石油ガス販売所等変更届
説明	液化石油ガス販売事業者が、次の内容について変更したときに届出するものです。 1 氏名、名称、住所又は（法人の場合）代表者の氏名 2 販売所の名称又は所在地 3 液化石油ガスの貯蔵施設の位置又は構造 4 保安基準を満たす保安機関の氏名、名称又はその事業所の所在地 5 関係機関に備えておくべき措置 （備考：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等） 届出書の様式及び記入方法については、以下のHPの「液化石油ガス法に基づく手続きの手引」を参照し、届出ファイル（PDFに際る）を準備の上、手続きを始めてください。 埼玉県HP： https://www.pref.saitama.lg.jp/0403/youshiki/yosuki.html
受付時期	2022年3月31日10時00分～
問い合わせ先	危機管理防災課 化学保安課 液化石油ガス担当
電話番号	048-830-8439
FAX番号	048-830-8444
メールアドレス	a2970-03@pref.saitama.lg.jp

<利用規約>

電子申請スマート白加保推進会議電子申請専門委員会申請・届出サービス利用規約

1. 目的

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたとみなします。

上記をご確認いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

手引き掲載
ページ

電子申請・届出サービスの利用方法（4）

手順⑤ 手続きで使用する電子メールアドレスの入力

手続きには電子メールアドレスが必要です。

メールアドレスを入力後、「完了する」をクリック。

- ⇒ 入力したメールアドレスに電子申請・届出システムからメールが自動送信されます。
このメールに掲載されているリンクから手続きを進めてください。

The screenshot shows a web interface for '手続き申込' (Application). At the top, there are four navigation buttons: '手続き選択をする' (Select procedure), 'メールアドレスの確認' (Check email address), '内容を入力する' (Enter content), and '申し込みをする' (Apply). Below this is a green bar labeled '利用者ID入力' (Enter user ID). The main content area is titled '液化石油ガス販売所等変更届' (Liquefied Petroleum Gas Sales Point Change Notice). A text box contains instructions: '連絡がとれるメールアドレスを入力してください。' (Please enter an email address you can be reached at.) and provides details about the email confirmation process, including the domain 'pref-saitama@s-kantan.com' and a note that the system does not respond to replies. Below the text box, a red dotted line highlights two input fields: '連絡先メールアドレスを入力してください 必須' (Please enter contact email address, required) and '連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください 必須' (Please enter contact email address (confirmation), required). At the bottom, there are two buttons: '説明へ戻る' (Return to explanation) and '完了する' (Complete).

電子申請・届出サービスの利用方法（5）

手順⑥ 申請・届出者の情報を入力

「届出者情報」の欄の入力内容

個人事業主の場合：個人の氏名

法人の場合：法人名（例 株式会社〇〇）

【注意】 屋号や販売所名ではありません。

手順⑦ 申請・届出書類一式を添付

- 申請書・届書の表紙だけでなく、手続きの手引きで定めている添付資料も含めて添付する。
- ファイル形式はPDF※としてください。
※ 写真データ等はPDF以外も可。

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | **内容を入力する** | 申し込みをする

申込

選択中の手続き名：液化石油ガス販売所等変更届 閉合せ先 +開く

届出者情報を入力してください。 必須

届出者の氏名または、法人名を入力してください。（個人事業者の場合、屋号・店舗名ではなく、個人の氏名を入力）

氏： 名：

法人名：

法人の場合の担当者

申請者が法人の場合は、担当者名を入力してください。

氏

連絡先電話番号 必須

日中に連絡ができる電話番号を入力してください。
ハイフンは不要です。

電話番号

連絡先メールアドレス 必須

連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

届出書類を添付してください。 添付ファイル 必須

届出書類については、PDFデータとして提出してください

確認へ進む >

メールアドレスは、受信メールからコピーすると、入力間違いを防止できます。

電子申請・届出サービスの利用方法（6）

手順⑧ 届出内容の確認

- 届出者情報等に間違いはないか。
- 届出書類の欄に、手続きの手引きで定められている必要書類が全て添付されているか。

手順⑨ 届出の確定

「**申込む**」をクリック。

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉️ メールアドレスの確認 📝 内容を入力する 📍 申し込みをする

申込確認

液化石油ガス販売所等変更届

届出者情報	株式会社〇〇（個人事業主の場合は個人の氏名）
法人の場合の担当者	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	048-830-xxxx
連絡先メールアドレス	
届出書類	変更届書.pdf 添付資料_契約書.pdf 添付資料_認定書写し.pdf

< 入力へ戻る **申込む** >

届出完了

県から「**申込完了通知メール**」を自動送信

届出受理

県での届出の確認後、受理年月日及び收受番号を記載した「**受理通知メール***」を県から送信

※ 電子申請の場合、県からの**副本の返却は行いません**。

收受番号等が記載された「**受理通知メール**」は、**届出書とともに大切に保管してください**。

手続き完了

届出の補正が必要な場合は、県からメール又は電話で連絡しますので、御対応ください。

電子申請・届出サービスの利用方法（7）

電子申請・届出サービスに関する**操作マニュアル**、**よくある質問**、**問い合わせ先**は、県HPの「電子申請・届出サービス」のページに掲載されています。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

検索

埼玉県 電子申請

利用方法

(抜粋)

- 操作方法については、[<操作マニュアル> \(別ウィンドウで開きます\)](#) (「電子申請・届出サービス」内ページ) を御覧ください。
- よくある質問については、[<FAQ> \(別ウィンドウで開きます\)](#) (「電子申請・届出サービス」内ページ) を御覧ください。
- 電子申請・届出サービスの操作に関するお問い合わせは、[以下のコールセンター](#)を御利用ください。

媒体	連絡先	サービス提供時間
電話	【固定電話】 0120-464-119 (フリーダイヤル) 【携帯電話】 0570-041-001 (有料)	平日9時～17時 (土日祝日及び 12月29日～1月3日を除く)
ファックス	06-6733-7307	24時間365日
E-mail	help-shinsei-saitama@apply.e-tumo.jp ※電子申請・届出サービス内の問い合わせフォームを御利用いただくこともできます。	24時間365日

L P ガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言について

令和6年4月に施行されたL Pガスの取引の適正化・料金の透明化に係る液化石油ガス法省令改正について、L Pガス業界全体として商慣行是正に向けて自主的に取り組んでいくことが重要です。

現在、一般社団法人埼玉県L Pガス協会からL Pガス販売事業者に対して自主取組宣言の策定及びホームページや店頭への掲示について依頼しています。

【埼玉県L Pガス協会ホームページ】

L Pガスの商慣行是正に向けた対応「自主取組宣言」の公表について

<https://saitamalpg.or.jp/pages/29/#block117-753>

県からも、自主取組宣言の策定及びホームページや店頭で公表いただくようお願い申し上げます。

※自主取組宣言を公表している販売事業所は以下のホームページで確認できます。

【全国LPガス協会ホームページ 取引の適正化・料金の透明化】

<https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

「L Pガスの商慣行見直し
に向けた取り組み宣言」

_____は、L Pガスがお客様から選ばれ続けるエネルギーとなるため、L Pガスの商慣行見直しに向けて液化石油ガス法を遵守し、
「過大な営業行為の制限」
「三部料金制の徹底」
「L Pガス料金等の情報提供」に取り組みます。

取組宣言の例【埼玉県LPガス協会HPから引用】

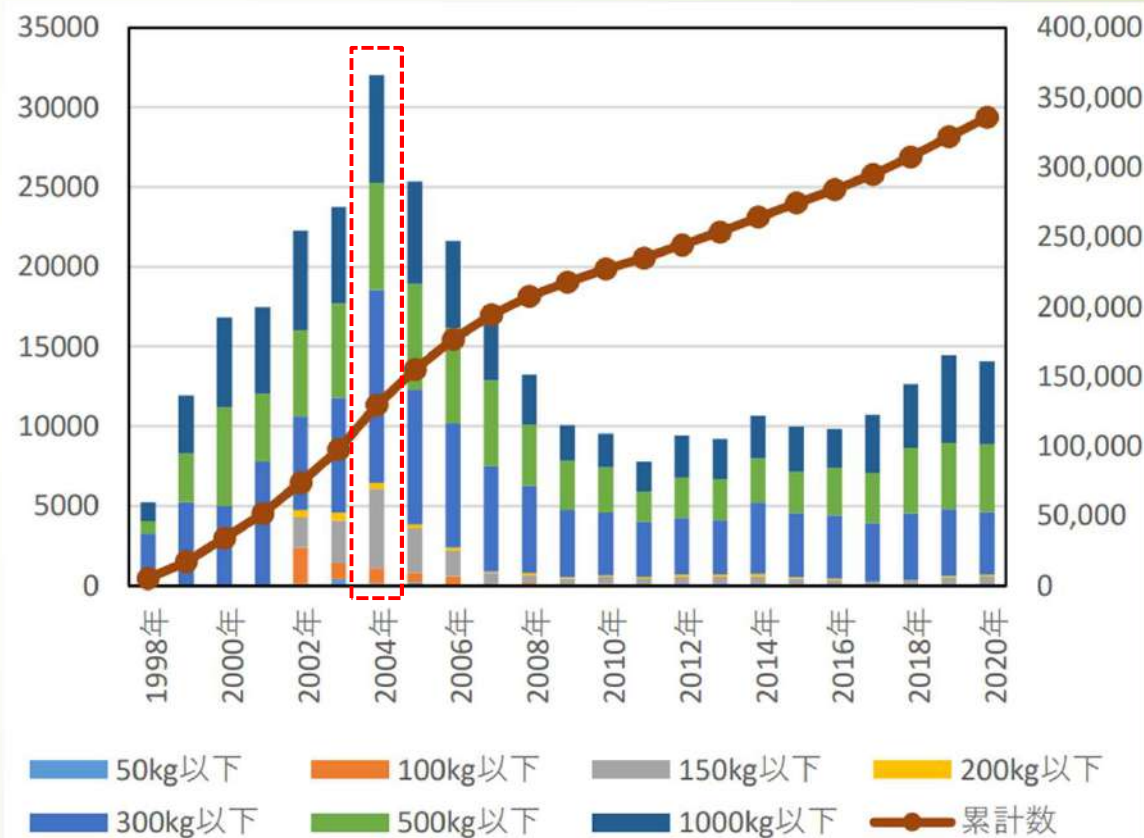
バルク貯槽の20年目検査の実施について

液化石油ガス法施行規則第16条第22号の規定に基づくバルク供給・充てん設備告示第1条により、バルク貯槽は製造後20年目で検査が必要です。

バルク貯槽の生産量のピークは2004年です。2024年から2025年が20年目検査のピークとなります。

検査期限を超過したバルク貯槽にLPガスを供給することは禁止されています。

バルク貯槽の製造後経過年数を確認いただき、対象のバルク貯槽がありましたら、20年目検査の実施又はバルク貯槽を廃止ください。



図：バルク貯槽の生産数の推移

参考【経済産業省資料から引用】

【お問い合わせ先】

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話 : 048-830-8439

FAX : 048-830-8444

E-mail : a2970-03@pref.saitama.lg.jp

↑ エル ジー

令和7年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー

～ 「LPガス安心サポート推進運動」 及び
「取引の適正化・料金の透明化」等について ～

- I : LPガス安心サポート推進運動について
- II : LPガス安全教室について
- III : 取引の適正化・料金の透明化について
- IV : その他

一般社団法人 埼玉県LPガス協会



I : LPガス安心サポート推進運動について（全国運動）

I-1 「LPガス安心サポート推進運動」の概要

1. 全国目標 : 死亡事故 0 ~ 1件 未満/年
人身事故 0 ~ 25件 未満/年
2. 実施期間 : 2021年度(令和3年度) ~ 2025年度(令和7年度)の5年間
3. **【重点取組事項】**
 - (1) 「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」
 - (2) 「業務用換気警報器の設置促進」
 - (3) 「軒先容器の流出防止対策の徹底」
4. その他取組事項 : 地域性を踏まえた自主保安運動を展開



【液化石油ガス安全高度化計画2030】の実施に合わせ、全国LPガス協会の自主保安運動においても新たに「LPガス安心サポート推進運動」を展開し、実行計画(アクションプラン)と一致した運動を実施いたします。

【液化石油ガス安全高度化計画2030】の詳細（経済産業省ホームページ掲載アドレス）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/koudoka_keikaku.html



I-2 「LPガス安心サポート推進運動」【重点取組事項】について

【重点取組事項】 (1) 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進

・業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況（令和7年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 業務用施設のうち、SB(EB)メータ設置戸数	378,052 戸	15,790 戸
B. 連動が不要な戸数（屋内に燃焼器等が無い）	63,410 戸	2,881 戸
C. 連動が必要な戸数（屋内に燃焼器等が有る） (A-B)	314,642 戸	12,909 戸
D. 連動済み戸数 (連動率) (D/C)	238,453 戸 (75.8%)	10,174 戸 (78.8%)
E. 連動していない戸数 (未連動率) (E/C)	76,189 戸 (24.2%)	2,735 戸 (21.2%)

令和6年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より



コバトン

- ・マイコンSBには長時間使用による遮断機能がないため、ガス警報器と連動させる仕様となっています。
- ・しかしながら、全国及び埼玉県ともに「C. 連動が必要な施設」のうち、**2割を越える施設で「E. 連動していない」**こととなります。

【重点取組事項】 (2) 業務用換気警報器の設置促進

・業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況（令和7年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 業務用厨房施設 ※1	383,159 戸	15,330 戸
B. 設置不要（屋外）	40,167 戸	1,919 戸
C. 設置対象施設 (A-B)	342,992 戸	13,411 戸
D. 業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置済み施設 (設置率) (D/C)	200,597 戸 (58.5%)	8,688 戸 (64.8%)

令和6年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より

※1 ここでいう業務用厨房施設とは、業務用施設であって、以下の「事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種」を設置している施設です。

- ・業務用こんろ、業務用オーブン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「D. 業務用換気警報器の設置済み施設」(設置率)は、令和2年度までは全国よりも埼玉県が下回っていましたが、令和3年度以降は全国よりも埼玉県の設置率が上回る結果となっています。



(参考) 業務用施設等におけるCO中毒事故の発生状況 (全国)

現象別		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	直近 5年平均	2024年	現象別事故件数の割合	
									直近 5年平均	2024年
CO中毒	事故件数(件)	0	0	0	0	4	0.8	5	1.1%	6.1%
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	症者数(人)	0	0	0	0	7	1.4	10		
	死亡者数/事故件数	-	-	-	-	0	0	0		
	症者数/事故件数	-	-	-	-	1.75	1.75	2.00		
業務用施設等合計	事故件数(件)	80	53	67	75	81	71.2	82		

業務用施設等におけるCO中毒事故 発生状況 (全国)

2023年(令和5年)は、4件発生(4年ぶりに発生)

2024年(令和6年)は、6件発生(内、酸欠1件を含む)

2025年(令和7年)は、2件発生(7月現在)

I-3 「LPガス安心サポート推進運動」 その他取組事項について

その他取組事項（これまで行ってきた具体的事項）

- ① 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進 **スライド8**
- ② 業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等） **スライド9**
- ③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起 **スライド9・10**
- ④ ガス栓カバーの設置促進
- ⑤ 他工事による事故防止 **スライド15・16**
- ⑥ ガス放出防止型高圧ホースの設置促進
- ⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備 **スライド11**



- 具体的事項② 業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等）
- 具体的事項③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起

ご家庭用・業務用のお客様向け“周知パンフレット等”のいろいろ

- ・ 経済産業省やLPガス安全委員会のホームページからダウンロードしてご利用ください。



ガス器具あんしんチェックリスト

STEP1 お使いのガス器具が今年目か確認しましょう！
長期使用しているガス器具は、経年の劣化ほどにより事故発生のおそれがあります。毎年ぐらいたったかを確認していきましょう！

(使用年数)	1~3年	4~6年	7~9年	10年	15年以上
ガス瞬間湯沸器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガスふろがま	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガス給湯器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガスコンロ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガスファンヒーター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

STEP2 劣化のサインがないか確認しましょう！
10年未満でも、使用状況や経年により早く劣化する場合があります。次のチェック項目は劣化のサインです。該当したらすぐにメーカー又はガス販売店へ点検を依頼してください。

炎の状態	炎が安定しない	炎が赤または黄色い	炎の赤または黄色い部分がある	炎のない部分がある
器具の操作時	使用中に火が消える	爆発的に燃焼する	点火しにくい・しない	
器具の状態	異常な音がする	ガスの臭いや臭いがする	排気口が汚れる	水漏れする
ガス栓の状態	つまみの異常(固い・ゆるい)	元栓自体が動く	ホース接続口がガタつく	



- ・ 業務用保安ガイド
- ・ ガス器具チェックリスト
- ・ 家庭用保安ガイド
- ・ 外国語版（12カ国語）

(参考) 不完全燃焼防止装置の付いていない湯沸器・風呂釜等の未交換数

		埼 玉 県				全 国
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和7年3月末
湯沸器 (不燃防 無し)	開放式	321	191	182	157	5,867
	CF式	180	138	134	109	1,453
	FE式	118	81	120	85	9,682
	小計	619	410	436	351	17,002
風呂釜 (不燃防 無し)	CF式	782	649	553	479	7,703
	FE式	32	42	25	19	664
	小計	814	691	578	498	8,367
排気筒(不具合)		84	92	121	113	1,635
合 計 (全国比)		1,517 (3.4%)	1,193 (3.1%)	1,135 (3.3%)	962 (3.6%)	27,004

令和6年度 燃焼器具交換・安全器具普及状況調査報告書 (全国LPガス協会) より

- ・令和7年3月末現在の未交換数は全国 27,004台、埼玉県は 962台で全国比3.6%となります。なお、令和5年度までは全国比が年々減少していましたが、令和6年度から増加に転じています。
- ・平成24年3月末の埼玉県での未交換数は 9,907台でしたが、令和7年3月末には 962台にまで減少しました。引き続き、速やかな器具の交換にご協力をお願いいたします。

2. 課題・今後の対応方針（案）

★課題

- ・ 各支部等との連携訓練の実施体制の強化
- ・ 災害時連絡体制（報告経路・連絡先リスト）の再確認
- ・ 被災時の応援要請手順の共有・明確化等

★今後の対応方針（案）

- ・ 支部単位での災害対応訓練を年1回以上実施
- ・ 報告様式（LPガス被災状況報告書）の運用訓練をあわせて行う
- ・ 訓練結果を協会本部でとりまとめ、改善点を整理



コバトン

I-4 埼玉県LPガス安心サポート推進運動「事故ゼロ支部」特別表彰

埼玉県LPガス安心サポート推進運動では、販売事業者の保安意識向上のため、令和6年度において「事故ゼロ」を達成された支部を表彰いたしました。

熊谷支部、	深谷支部、	本庄支部、
<u>鴻巣支部、</u>	東松山支部、	<u>秩父支部、</u>
北埼支部、	行田支部、	川越支部、
<u>坂戸支部、</u>	J A 支部	

(計 11 支部)

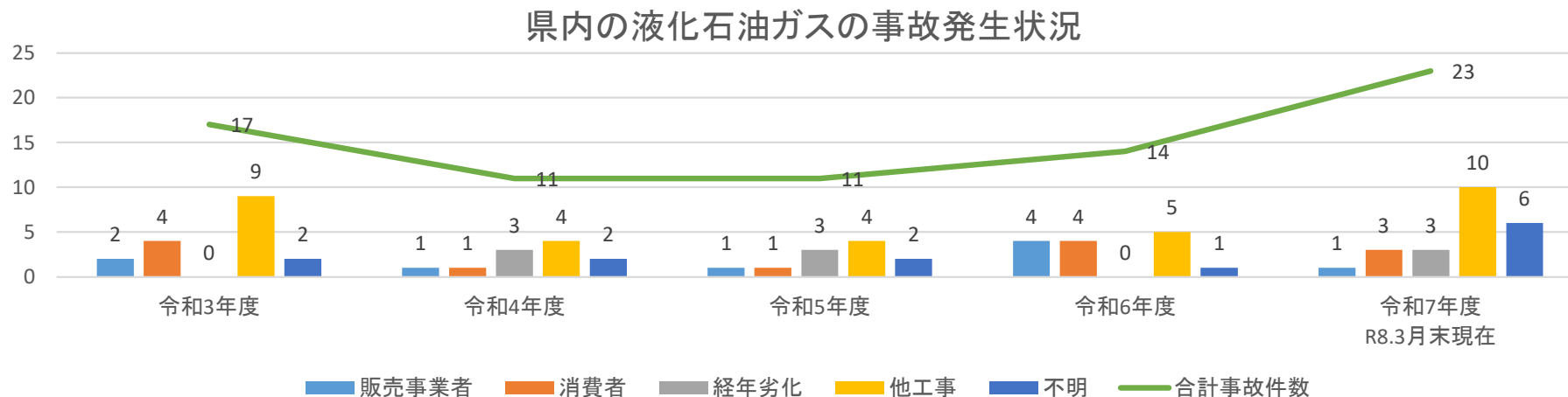


コバトン

- ・事故ゼロ支部とは、支部の管轄地域に係らず、支部会員事業所の供給するお客様にLPガス事故の発生がなかった支部です。
- ・下線の支部は、平成24年度から令和6年度までの13年間、事故ゼロを達成された支部です。

Ⅱ：LPガス安全教室について

Ⅱ－1 埼玉県のLPガス事故発生状況(令和3年度から令和7年度)



- (1) 令和3年度に発生した17件の事故の内、9件(53%)が他工事に起因する事故であった。LPガス安全教室(各ブロック)で重点的に取り組みを行った結果、令和4年度から令和6年度にかけて4~5件へ半減し、埼玉県全体の事故件数も減少した。
しかしながら、令和7年度(令和8年3月末時点)には23件の事故の内、10件(43%)の他工事に起因する事故が発生し、再び増加に転じた。
- (2) 「販売事業者」、「消費者」、「経年劣化」に起因する事故は増減を繰り返しており、また、全国では「業務用施設におけるCO中毒事故」の発生が再び増加傾向にある。
- (3) 経年劣化による事故は減少傾向にあるが、老朽設備の早期対策が課題となる。

【補足：消費者事故事例】

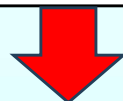
バランス型風呂釜の繰り返し点火操作による爆発事故が発生している。いずれも、点火しない状態で時間をかけずに複数回点火操作を行ったことにより、風呂釜内部に未燃焼ガスが滞留し、点火時に爆発に至った。(令和3年1件、令和4年1件、令和6年2件)

Ⅱ：令和7年度以降のLPガス安全教室について

アンケート結果（令和6年度のLPガス安全教室にて実施）

1. 今後のLPガス安全教室の取り組みについて、「保安部会で県統一のテーマと対策を掲げる」が最も多く、次いで「県統一のテーマを選定してブロックごとに対策を掲げる」でした。
2. 保安対策のテーマについて、「消費者に起因する事故 及び 他工事業者による配管損傷事故の防止対策」が最も多く、次いで「CO中毒事故対策」でした。
3. 保安対策の実施期間について、「3年間」が最も多く、次いで「1年ごと」でした。

アンケート結果を踏まえ、保安部会において検討・策定



LPガス安全教室

テーマ：「業務用施設におけるCO中毒事故防止」

なお、これまで取り組んできた「他工事業者による配管損傷事故防止対策」
「消費者に起因する事故防止対策」に継続して取り組む

実施期間：令和7年度～令和9年度（3年間）

・各年度ごとに、取り組みの検証を行う。

◆LPガス安全教室の取り組みに、ご協力をお願いいたします。

・埼玉県LPガス協会作成の「パンフレット」や「タグ」もご活用ください。



お宝が埋まっている穴を掘るときは、ガス

いつもLPガスをご利用いただきありがとうございます。最近、水道工事などで掘削を行う際、地中に埋設されたガス管を損傷する事故が多発しています。

大切なお願い
LPガス事故を防ぐために

掘削工事を行う際は、事前にLPガス販売店へご連絡ください

埋設ガス管に注意

一般社団法人埼玉県LPガス協会

埼玉県内のLPガス事故件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 <small>※日別実現在</small>	計
事故件数	17	11	4	32
内、他工事 ガス管損傷	9 (52.9%)	2 (18.2%)	2 (50.0%)	13 (40.6%)

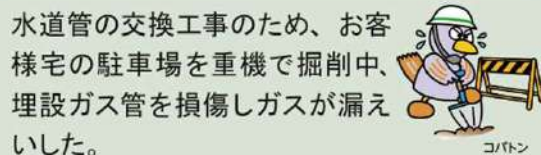
令和3年度では、埼玉県内で発生したLPガス事故の内、約5割が他工事によるガス管損傷でした。



他工事によるガス管損傷の「事件事例」



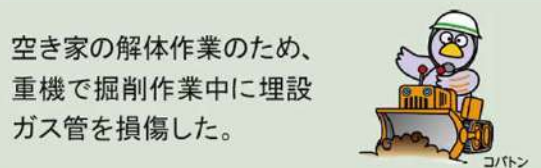
下水道工事のため、コンクリート土間をカッター切断した際、誤って埋設ガス管を切断しガスが漏えいした。



水道管の交換工事のため、お客様宅の駐車場を重機で掘削中、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。



防草シートを敷設するためピンを打ち込んだところ、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。



空き家の解体作業のため、重機で掘削作業中に埋設ガス管を損傷した。

他工事によるガス管損傷の「工事内容」

※令和3年度以降、埼玉県内で発生した他工事によるガス管損傷の内訳です。

水道工事、下水道工事	6件
剪定、草刈り、防草シート敷設	1件
その他（建物解体等）	6件



ガス管損傷を防ぐため、掘削工事などを行われる際は、事前にLPガス販売会社(店)へお知らせください。

ガスや水道メーター付近にタグ等を掲示して、ガス管が埋設されていることを工事業者へお知らせすることも有効な対策です。

・埼玉県の取り組みが全国でも紹介されています。

Ⅲ：取引の適正化・料金の透明化について

Ⅲ－1 液化石油ガス法「改正省令」の概要

(1) 過大な営業行為の制限

・ 下記(1)及び(3)： 2024年7月2日施行
・ 下記(2)： 2025年4月2日施行

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

(2) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せしてして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底** (改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止** (改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止** (改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。(改正省令附則第2条、第3条)

・ 協会ホームページに掲載の「三部料金制の徹底について」資料内の「よくある質問に対す考え方」もご参照ください。

★ 次ページのスライドへ続く

(3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① 入居希望者への**LPガス料金の事前提示の努力義務**（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）
- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け**（同上）

Ⅲ－２ 【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

【罰則等の対象となる規律】

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- ・ 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

● 以下のような罰則等が適用される。

- ✓ 報告徴収<法第82条>、立入検査<法第83条>
- ✓ 勧告<法第17条第1項>、さらに勧告に従わないときは公表<法第17条第2項>
- ✓ **基準適合命令<法第16条第3項>、さらに命令に違反したときは登録取消し<法第26条第4号>**
- ✓ **30万円以下の罰金<第100条第1の2号>**

【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた
市場監視の強化・徹底 + 自主的取組の推進（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

(3) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） 2025年4月2日施行

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

●本規律の趣旨・狙い

- ・不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

<費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方>

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不適當。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不適當。

●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- ・LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

●望ましい行為

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

Ⅲ-4 自主取組宣言（商慣行見直しに向けた取組宣言の公表状況）

LPガスがお客様から選ばれ続けるエネルギーとなるためには、消費者被害とまでいわれたLPガス商慣行の見直しを成し遂げなければなりません。

会員の皆様には行動指針を参考に、取引の適正化・料金の透明化に向けた「自主取組宣言」を策定し、店頭やホームページ等にてご公表ください。

- 「自社取組宣言」を公表いただきましたら、埼玉県LPガス協会にご報告ください。
ご報告いただいたきました公表状況は、全国LPガス協会のホームページに掲載されております。

<https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

- 「自主取組宣言」の公表について（お願い）
埼玉県LPガス協会ホームページ（行動指針・報告書等）

<https://saitamalpg.or.jp/pages/7/#block654-140>

◆「自主取組宣言」の公表は、取引の適正化や料金の透明化などに取り組んでいる事業者かどうかをお客様が見定めることができるものです。

◆国の審議会（液化石油ガス流通WG）において「自主取組宣言」を公表することは“**当たり前**”のこととして、全ての事業者に宣言の公表が求められています。

宣言を公表されていない事業者様は至急、宣言の策定、公表をお願いいたします。



コバトン

自主取組宣言を公表している会員事業所
埼玉県LPガス協会（支部別）

支 部					ブロック			
	支部	会員数 ※1	公表 会員数	公表率		会員数	公表 会員数	公表率
1・2	さいたま	116	101	87.1%	県南	181	163	90.1%
3・4	川 口	65	62	95.4%				
5	南東武	68	65	95.6%	県東	233	191	82.0%
6	北東武	58	39	67.2%				
7	南 埼	23	16	69.6%				
14	北 埼	14	12	85.7%				
15	行 田	27	23	85.2%				
16	加 須	31	24	77.4%				
22	J A	12	12	100.0%	県北	216	164	75.9%
8	熊 谷	51	43	84.3%				
9	深 谷	23	16	69.6%				
10	本 庄	33	22	66.7%				
11	鴻 巣	21	16	76.2%				
12	東松山	43	35	81.4%				
13	秩 父	45	32	71.1%	県西	185	143	77.3%
17	西 武	55	44	80.0%				
18	所 沢	34	19	55.9%				
19	川 越	29	17	58.6%				
20	坂 戸	27	24	88.9%				
21	朝 霞	40	39	97.5%				
	計	815	661	81.1%	令和8年3月4日現在			

IV：その他

IV-1 給湯器の点検商法、販売事業者を装い設備工事の契約を迫る行為

お客様へ【注意喚起】をお願いします。

最近、給湯器やガス設備などの「無料点検」を謳った悪質な点検商法のご相談が増加しています。

機器メーカーやLPガス販売店を装って突然電話をかけてきたり、断ってもお客様宅を訪問し「このまま使うと火事になるかも！」などと不安を煽り、修理や交換の契約を強引に勧めるケースが報告されています。

「今決めれば“特別価格”で交換します！」と、お得感を演出して契約を迫り、冷静な判断を妨げることもあります。

特に高齢者の方が被害に遭いやすいため、ご家族や周囲の方も十分ご注意ください。

また、訪問者が帰ったあと、財布の中の現金や、バッグがなくなっていたなどの事案も報告されています。

まずは、お取引のLPガス販売店にご相談ください！

適切な点検や修理の必要性について、信頼できるお取引のLPガス販売店からアドバイスを受けることが大切です。

不審な勧誘を受けたり、万が一、契約してしまった場合、消費生活支援センターや『消費者ホットライン（188）』もしくは、埼玉県LPガスお客様相談センター（0120-41-9640）にご相談ください。

埼玉県LPガスお客様相談センターからのお知らせです。

「LPガスお客様相談センター」及び「LPガス協会（旧名称プロパンガス協会）」をかたる、**電話や訪問勧誘にご注意ください!**

埼玉県LPガスお客様相談センターからのお知らせです。 **緊急**

「給湯器の点検商法!点検サギ!」にご注意!

- 突然、電話で給湯器の点検を持ち掛け、断っても訪問
- 市から依頼されたと偽って訪問
- 給湯器メーカーやLPガス販売店から委託されたと偽って訪問
- このまま使うと火事になるかも!と不安を煽って給湯器の買替えを迫る
- 給湯器の点検費と称して現金を詐取（7,000円詐取1件、未遂1件）

●点検を装ってお客様宅に入り込み、金品がなくなる事案も報告されています。

- 「ガスの点検に来た」と男が来訪。男が帰った後にバッグがなくなっていた。
- 「点検」と称して来訪。男が帰った後に財布から現金15万円がなくなっていた。

高齢者のお宅を中心に、このような悪質行為やサギが報告されています。不審な行為があった場合は、お取り引きのLPガス販売店又は埼玉県LPガスお客様相談センターまでご連絡ください。

法令に基づく点検・調査にご協力ください。
点検・調査の費用は原則「無料」です。

- LPガス販売店又は販売店から依頼された保安機関が、お客様に安心してLPガスをお使いいただくため、液化石油ガス法に基づき、定期的にお客様のLPガス設備の点検・調査を行います。
- 点検・調査の料金は原則「無料」です。なお、部品交換や改善の費用は有償となりますので、その場合はお取引のLPガス販売店にご相談ください。
- 地域の保安機関（協同組合保安センター）の点検・調査員は、身分証を携帯しているのをご確認ください。点検・調査員が、その場でお客様に現金を要求したり、給湯器やガス警報器等の契約を強要することはありません。

～点検・調査にご協力をお願いします～

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。調理にやさしく、災害にも強い。やっぱり、LPガスがいいね。

埼玉県LPガスお客様相談センター
さいたま市浦和区高砂1-2-1-410（一般社団法人 埼玉県LPガス協会内）
0120-41-9640
（受付時間：午前9時～午後5時）

※このお知らせは、経済産業省資源エネルギー庁の補助金により作成したものです。 2016.2

IV-2 『LPガス取扱い事業者のリスクアセスメント対応指針』改正について(概要)

◆LPガス取扱い事業者との関係

労働安全衛生法（労安法）の改正により、化学物質の管理が強化され、リスクアセスメントの義務が拡大しました。特に、2026年4月1日から「プロパン」が指定物質となるため、LPガス事業者の管理義務が広がります。

※2017年3月1日より「エチレン」、「プロピレン」、「ブチレン」も当該物資に指定され、さらに2023年9月29日の法改正により2026年4月1日から「プロパン」も指定物質に追加されることとなりました。

◆主な改正内容

- リスクアセスメントの強化：事故防止と労働者の健康保護のため、SDS(安全データシート)に基づく適切な対策を実施。
- 管理体制の整備：迅速かつ適切な対応が取れるよう、リスク管理体制を充実。

◆LPガス販売事業者に求められる対応

(1) 化学物質管理者の選任！

- 適切な知識を持つ者を選任。(専門的な講習は必須ではない) ※一般消費者向け製品のみを取り扱う事業者は対象外。
- 選任者を労働者に周知。(掲示、腕章などで明示)

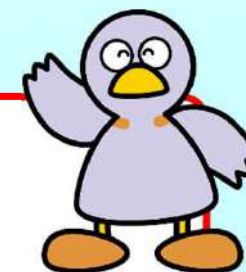
(2) リスクアセスメントの実施！

- 取扱物質や方法の変更、SDSの更新時には速やかにリスクアセスメントを実施し、事故リスクを低減。
 - ・LPガスを原料などとして新規に採用するとき。
 - ・LPガスの製造方法や取扱作業方法を変更するとき。(例 設備の新設や変更工事)
 - ・LPガスの危険性または有害性などに変化が生じたとき。(例 SDSの改定)

※2026年4月には「プロパン」が通知対象物質に追加されることから、SDSも改定される見込みであるため、リスクアセスメントも実施が要求されます。

詳しくは、以下の参考資料をご覧ください。

- ・日本LPガス団体協議会の「リスクアセスメント対応指針」及び「説明動画」
<https://www.nichidankyo.gr.jp/>
- ・全国LPガス協会が作成した『LPガス取扱い事業者のリスクアセスメント対応指針』改定について
<https://saitamapg.or.jp/files/libs/3222//202502191555183955.pdf>



コバトン

お客様との信頼の絆は高品質の保安から

ご清聴、ありがとうございました。



コバトン

一般社団法人 埼玉県LPガス協会